石巻市狭あい道路整備要綱　手続きフロー（令和7年4月1日より）

申請者	市

※「」は提出書類

事前相談 → 事前相談受付 回答

申請書の提出 → 申込受付 仮杭の有無確認

「狭あい道路整備に関する協議申請書」※添付書類含め2部提出
添付書類：案内図、配置図、現況図、公図写し、登記簿謄本、委任状
印鑑登録証明書、資格証明書(法人の場合)、土地境界確定協議等
「後退表示杭支給申請書」
「後退用地・すみ切り用地寄附申出書」（寄附の場合）
「後退用地・すみ切り用地無償使用及び整備承諾書」（無償使用の場合）

現地調査

協議通知書　決裁

「狭あい道路整備に関する協議通知書」

協議通知書の受理 後退杭受取

※協議内容に変更がある場合

変更届 → 届出受理

「狭あい道路整備に関する協議内容変更等届出書」

工事完了

工事完了届　提出
交付申請書　提出 → 届出等受理

「狭あい道路整備工事完了届」
「狭あい道路整備補助金交付申請書」
※分筆登記した場合：分筆後の公図写し、登記簿謄本、登記原因証明情報兼登記承諾書を添付
※寄附の場合は分筆地番（寄附地）に所有権以外の権利を設定しないこと

現地確認

交付決定及び額確定 決裁

交付額確定通知等 の受理

「狭あい道路整備補助金交付決定及び額の確定通知書」
「狭あい道路後退済証」

補助金請求 → 請求書受理 補助金の支払

「狭あい道路整備補助金請求書」
※通帳の写し添付
（口座名義、口座番号、口座開設店の印字があるページ）

後退用地の整備

※後退用地寄附の場合

後退用地 所有権移転登記

所有権移転登記済 通知の受理

「所有権移転登記済通知書」